

## 質問書に対する再回答 2

件名	東関東自動車道 潮来舗装工事
----	----------------

番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	金抜き設計書 番号137～141	仮設プラントからなのか定置プラントからなのか出荷元についてご教示ください。仮設プラントの場合のアスファルトは番号137～番号141の単価項目で計上するのでしょうか？	令和7年4月24日付け質問書に対する回答2において、「質問については令和7年5月12日に回答します。」としておりましたご質問について回答いたします。 出荷元は仮設プラントです。 番号137～141で計上してください。
2	金抜き設計書 番号147 コンクリートシール工(t=10cm)	特記仕様書に基面整正の記載がありませんが、この単価項目で基面整正を計上する必要はないのでしょうか？ご教示ください。	令和7年4月24日付け質問書に対する回答2において、「質問については令和7年5月12日に回答します。」としておりましたご質問について回答いたします。 客土掘削の施工箇所に該当するため、基面整正は計上する必要はありません。
3	金抜き設計書 番号14～番号15 用排水溝 P St・φ 0.30、P St・φ 0.30 (F)	材工ともに標準単価方式と考えて宜しいですか？ご教示ください。	令和7年4月24日付け質問書に対する回答2において、「質問については令和7年5月12日に回答します。」としておりましたご質問について回答いたします。 そのとおりお考えください。
4	金抜き設計書 番号51、53、54、55 アスファルト混合物	特に記載はありませんが左記金抜き設計書番号のうち、いずれの金抜き設計書番号の本線部をホットジョイントによる施工とお考えでしょうか？ご教示ください。	令和7年4月24日付け質問書に対する回答2において、「質問については令和7年5月12日に回答します。」としておりましたご質問について回答いたします。 貴社の施工計画に基づきお考えください。
5	金抜き設計書 番号69～番号85 防護柵	特記仕様書26-6-1(2)施工に「支柱の打込みにおいては、玉石及び転石等により打込み不可能な場合は対策方法について監督員と協議するものとし」と記載されていますが、アスファルト舗装の削孔もこれに該当するとのお考えですか？ご教示ください。	令和7年4月24日付け質問書に対する回答2において、「質問については令和7年5月12日に回答します。」としておりましたご質問について回答いたします。 アスファルト舗装は削孔可能と考えていますが、削孔不可の場合は協議の対象となります。
6	単価表6頁番号72 防護柵Gr-A-2B(A) (R)	特記仕様書15頁支給品ではガードレールのみ記載されておりますが、特記仕様書34頁26-6-1の表記ではガードレール、プレキャストコンクリート基礎下段に再利用と記載しております。ガードレール、プレキャスト基礎再利用なのか、ガードレールのみ再利用、プレキャスト基礎新規購入なのか、どちらでしょうか。	令和7年4月24日付け質問書に対する回答2において、「質問については令和7年5月12日に回答します。」としておりましたご質問について回答いたします。 ガードレール、プレキャストコンクリート基礎とともに再利用となります。